

公益社団法人五所川原青年会議所

退職金規程

第1条（目的）

この退職金規程は、公益社団法人五所川原青年会議所（以下法人という。）に勤務する職員に関する退職金について定めるものである。

第2条（適用範囲）

退職金は、法人に勤務する職員（以下職員という。）が退職した場合に支給する。

ただし、以下の職員は除く。

- ① 6ヵ月以内の期間を定めて勤務する職員
- ② 採用日より1ヶ月以内に退職した職員

第3条（支給事由）

1 退職金は、職員が以下の理由により退職した場合に支給する。

- ① 自己都合による退職
 - ② 法人の都合による退職
- 2 次の退職事由に該当する職員には退職金の減額または支給しない場合がある。
- ① 懲戒解雇による退職
 - ② 職員の責めに帰すべき事由による退職
 - ③ その他前項に準ずる理由による退職

第4条（退職金原資の確保）

退職金の原資は、法人における特定資産に退職金引当金資産として確保するものとし、その金額は当期末において職員が自己都合により退職したと仮定した場合における要支給額を計上する。

第5条（退職金支給額の計算）

退職金は、以下の方法で計算された金額を支給する。

- ① 自己都合退職

勤務月数 × 3,000円

なお勤務月数は採用日を起算日として、退職日の直前の採用応当日前日までの月数の合計とし、1月未満については計算に含まない。

例) 採用日が1月15日、退職日が同年8月20日の場合

起算日 1月15日

退職日の直前の採用応答日前日 8月14日

勤務月数 1月15日～8月14日 → 7月

退職金支給額 7月 × 3,000円 = 21,000円

② 法人の都合による退職

勤務月数 × 3,000 円 × 1.2

勤務月数の計算方法は前項と同様とする。

第6条（退職金の支払い）

1 退職金は、職員が退職した場合、現金もしくは指定の口座への振込いずれかの方法により一括で支払う。

2 支払時期は、退職金の支払い事由が生じた日より1ヶ月以内とする。

第7条（死亡時の退職金）

職員が在職中に死亡した場合の退職金は、次の順序によりその遺族に支給する。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母

2012. 1. 5 制定

2016. 2 5 改訂